破産手続廃止

平成２５年（フ）第５０５号
千葉県市川市広尾１丁目５番17―308号
パークテラス市川
破産者　大塚千枝子
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８７３号
千葉県船橋市薬円台６丁目13番１―101号
破産者　中平　教子
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５３号
秋田県大館市山館字田尻182番地
破産者　有限会社フロンティア
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第４３４号
鹿児島県霧島市牧園町高千穂3233番地41
破産者　株式会社風の音
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３１号
兵庫県たつの市神岡町沢田1225番地
破産者　株式会社一友建設
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第７４５号
千葉県八千代市村上1113番地１　３街区８棟201号
破産者　齋藤　　修
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８７４号
千葉県習志野市袖ヶ浦２丁目３街区第４号棟第203号室、住民票上の住所東京都江戸川区松江７丁目26番１―215号
破産者　小原　憲夫
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９５０号
千葉県船橋市東船橋５丁目24番６号
破産者　菅沼　尚美（旧姓竹内）
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４５８２号
大阪市中央区平野町２丁目２―12
破産者　ミニメルツジャパン株式会社
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６４３号
大阪市中央区安土町２丁目５番５号　明大ビル８階、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区安土町２丁目５番５号明大ビル３Ｆ
破産者　アンディフラット株式会社
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８３号
奈良県宇陀市榛原あかね台２丁目16番の13
破産者　株式会社志まづ
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１号
岩手県一関市三関字日照82番地３　リバティハウス１―３、前住所岩手県一関市狐禅寺字小倉沢96番地16
破産者　木村　祥尚
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第３７８号
千葉市若葉区上泉町111番地
破産者　初芝　義照
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７１４号
千葉市若葉区大宮町539番地17
破産者　徳永　雅之
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７５５号
千葉市若葉区千城台東２丁目32番９号
破産者　有限会社徳陽
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８１８号
千葉県市原市辰巳台東４丁目16番地15
破産者　高橋実千代（旧姓下村）
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９１８号
千葉市美浜区幸町２丁目８番12棟508号
破産者　原　　昭司
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９３２号
千葉県市川市妙典４丁目３番31―301号　グレースコート妙典
破産者　小野八代恵（旧姓山本）
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９４３号
千葉県船橋市東船橋６丁目２番２号
破産者　山形　弘子
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９７６号
千葉県船橋市湊町１丁目１番17号
破産者　有限会社エム・アンド・エム
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９７７号
千葉県習志野市鷺沼台４丁目２番11号
破産者　関根　桂子
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係